

水道料金の改定の答申について

飯田市上下水道事業運営審議会

1 はじめに

本審議会は、令和5年1月20日に飯田市長から諮問された水道料金の改定について慎重に審議しました。

この中で、令和5年度から28年度までの長期にわたる建設改良計画、それに伴う収支見通しについて、質問や意見交換を行いながら検討を進めた結果、別紙のとおり答申することとしました。

2 答申理由

人口が減少する中で、節水意識の高まり等々によって、今後も給水量が減少していくことが予測されます。

安全な水を安定供給するという水道事業に課せられた使命を果たすためには、水道施設の計画的な整備や安定した財源の確保が不可欠です。原材料費やエネルギー価格の上昇などによって、物価の高騰が続く状況の中、必要な施設の維持管理経費や企業債の償還等に多額の財源が必要であることがわかりました。水道事業での経費削減努力には限界があると思います。現状のままでは健全経営が非常に難しい状況になると判断をしたところです。

以上を踏まえて適正な料金の改定が必要であろうと思います。

ただし、近年における公共料金等の値上げの状況から、値上げの率は少しでも低く希望するが、諮問のとおり18%やむなしということです。

時期につきましては、一刻も早く行うべきだが、令和5年の電気料等物価上昇が厳しいため、年が違う方が良くとしたところです。

3 答申に至った経過

(1) 建設改良計画について

建設改良計画については、「耐震化や老朽化対策はまったなしの状況であることは理解した」とのことで、すべての委員から老朽化した施設の更新は行うべきとの意見であったため、認めるということで意見集約しました。

(2) 改定時期について

改定時期については、「物価が上昇しているなかで、賃金が上がらないタイミングでの値上げは反対である。その間は一般会計からの補てんをすればよいのではないか」、「物価高騰の今、値上げすることは厳しい」、「値上げは必要だが、もう少し先延ばしすべき」との意見があった一方で、「1、2年延ばしても、物価が下がる保証はないため、計画どおり値上げを行い、その中で見直していくべき」、「今後経済情勢がすぐよくなるとは考えにくい中、これからの人たちに負担を先送りするのはいかがか」との意見や「時期を遅らせると負担が増えるため、あまり遅らせることはできないが、率を工夫できないか」といった意見が出されました。

具体的な改定時期については、「今年は電気料をはじめ、物価の上昇が続いており、少なくとも年は越えたほうが望ましい」との意見もあり、これらの協議を踏まえ、改定する時期は、令和5年10月1日から令和6年4月1日までの間と集約しました。

改定時期を少し延ばした場合（令和6年1月、令和6年4月）や改定率11%とした場合のシミュレーションを事務局から提出願うこととしました。

続いて、シミュレーションを基に具体的な改定時期を協議しております。

協議の中で、「市長選挙後の令和6年10月以降にすべき」との意見がありましたが、「審議会として結論を出したことを再協議することは今までの経験上なかった」との意見があり、審議会としては、改定する時期は、令和5年10月1日から令和6年4月1日までの間と再確認しました。

これまでの協議の経過を踏まえ、多数決の結果、改定時期は「令和6年1月1日」と集約しました。

(3) 改定率について

改定率については、「改定時期については、一刻も早く、かつ、今年度の電気料等物価上昇が厳しいため、年が違う方が良く考えた。率については、とても悩ましいが、11%にして欲しい」との意見が出されました。

関連して「仮に11%とした場合、諮問した18%との差が令和5年度から7年度までの3年間で2億7,000万円余の不足が生じる。水道事業会計は独立採算が基本で、不足する額は料金でということになると思うが、この分を一般会計から繰り入れること可能か」との質問がありました。

副市長からは個人的な考え方として、「この3年間の経営を安定化させるための料金改定をお願いしたので、それが現下の状況の中では厳しいということで先送りした部分は、水道事業会計を安定化するための3年間の臨時的措置として、議会に諮り、その部分を補てんしていくべきである」と考える。その後の期間の料金をどうするかについては、11%、9%とあったではないか、ということではなく、再計算し、改めて提案していくことになる。」との発言がありました。

これらを踏まえ、出席した委員全員から意見をいただきました。

「所得水準の伸びがどれくらいあるか不透明だが、令和5年度の年金のマクロ経済スライドは67歳まで2.2%である。これと比較して18%は非常に高い値上げとなる。改定率は2%で。また、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用で値上げ抑制を行ってもらいたい」、「所得上昇は高くないその中で18%改定は厳しい。今後の更新事業費についても審議した。人口減少は進む、使用水量も減る、経費節減は限界があるため、水道事業として財源確保は必要。出された意見は「改定時期は遅らせたい」「改定率は低く」だった。改定率11~18%で選択なら11%としたい。附帯意見を付け11%を希望する」、「次世代まで負担を残すということは大変厳しいので、18%は妥当かもしれないが、この時期で考えると11%」との意見があった一方で、「これから先を考えると非常に難しい。この先が不透明の中で、次世代の負担が増えることがどうかと思う、18%でよい」、「水道事業を健全に経営していくことが将来に向けての一つの方向性。ある程度収支のバランスがとれるとなれば、18%」、「毎回この金額を支払うとなると家庭的、精神的に負担もあるが、水が命を支えていると考えると18%は簡単なものではない。大きな声で賛成とは言えないが18%。これからは大事注視したい」、「会議での意見や資料を改めて読み返し考えた。これから先が不透明の中で、今の生活をどうするかを考えると18%は厳しいが、事業として切り抜けられない18%でも仕方がない」、「時期は遅らせたから18%。今使用している現役世代が負担していくことを苦しいけれど基本としたい。「つけ」を先送りしないように。多く使う人が多く払う受益者負担の原則で」、「物価が上がり水道料金も上がるのは悲しい、水道料金だけはこの話も聞く。しかし、老朽化等を考えると直していかなければならない。率は低い方がいいが、後々負担が残るとなると、今ある程度のことをしていかななくては行けないので、18%で仕方ない」、「値上げしないことにこしたことはない。1カ月700円弱の値上げが高いか安いのだが、ある程度は支払わなくては行けない。払うものは払う。」との意見が出されました。

挙手採決の結果、改定率は18%と決しました。

参考1 令和4年度飯田市上下水道事業運営審議会委員

	氏名	備考
会長	鋤柄 富男	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
副会長	玉置 節子	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	下田 一則	学識経験者（条例第3条第2項第1号）
委員	橋都 まり子	学識経験者（条例第3条第2項第1号）
委員	菅沼 文秀	学識経験者（条例第3条第2項第1号）
委員	木下 容子	学識経験者（条例第3条第2項第1号）
委員	宮澤 敏紀	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	大澤 幸子	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	熊谷 芳巳	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	熊谷 貴美子	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	熊谷 真由美	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	水口 芳昭	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）
委員	吉川 哲史	使用者その他の関係者（条例第3条第2項第2号）

（順不同・敬称略）

参考2 審議経過

開催年月日	会議	内容
令和5年 1月20日(金)	第3回	水道料金の改定の諮問 諮問事項に係る意見・質問
1月30日(月)	第4回	水道料金の改定について 諮問事項に係る質問及び回答 建設改良計画の取り扱いについて 料金改定の時期について
2月20日(月)	第5回	水道料金の改定について 諮問事項に係る質問及び回答 料金改定の時期について
3月22日(水)	第6回	水道料金の改定について 料金改定率について
4月10日(月)	第7回	水道料金の改定について 答申案について